本号で公布された法令のあらまし

◇激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二三号）（内閣府本府）

1　水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助の対象となる地域の要件を追加することとした。（第二〇条第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、1は、平成二二年二月二八日以後に発生した災害について適用することとした。

◇平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一二四号）（内閣府本府）

1　平成二二年二月二八日の津波による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該災害に対し、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助を適用する施設を定めるとともに、国が補助する場合の要件として、都道府県の補助率の下限を定めることとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二五号）（財務省）

1　地方自治法施行六〇周年を記念するため発行する五〇〇円の貨幣の発行枚数を一、九一一万枚に改めることとした。（別表第三関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一二六号）（農林水産省）

農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二二年法律第二三号）の施行期日は平成二二年一〇月一日とし、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い必要となる改正規定の施行期日は同年五月一日とすることとした。

◇農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第一二七号）（農林水産省）

1　関係政令の整備

㈠　農業改良資金助成法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

㈡　農業経営基盤強化促進法施行令について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

㈢　地方税法施行令その他の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第三条～第一〇条関係）

2　経過措置

㈠　都道府県の特別会計について必要な経過措置を定めることとした。（第一一条関係）

㈡　農業改良資金の貸付けを行う都道府県に対して、過去に国が交付した補助金の額等を基に算定される納付金を都道府県が国に納付する場合における納付期限及び当該期限に遅れた場合における政府への延滞金の納付について規定することとした。（第一二条関係）

3　附則

㈠　この政令は、平成二二年一〇月一日から施行することとした。ただし、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い必要となる改正規定は、同年五月一日から施行することとした。

㈡　その他所要の経過措置を規定することとした。

◇貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一二八号）（金融庁）

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成一八年法律第一一五号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二二年六月一八日とすることとした。

政　令

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百二十三号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第七条第三号に掲げる施設についての同条の政令で定める地域は、別に政令で定める水産動植物の養殖施設の種類ごとに、次の各号のいずれかに該当する市町村又は市町村の地先水面の区域とする。

一　被災養殖施設（その市町村又はその市町村の地先水面において激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていた養殖施設で当該激甚災害を受けたものをいう。次号において同じ。）の面積又は数が、当該激甚災害の発生の際にその市町村又はその市町村の地先水面において養殖の用に供されていた養殖施設の面積又は数の百分の二十を超える市町村又は市町村の地先水面

二　被災養殖施設に係る被害額の合計が二千万円を超える市町村又は市町村の地先水面

附　則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二十条第二項の規定は、平成二十二年二月二十八日以後に発生した災害について適用する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人
農林水産大臣　赤松　広隆

平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月二十三日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第百二十四号

平成二十二年二月二十八日の津波による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十二年二月二十八日の津波による災害	法第七条（第三号に係る部分に限る。）に規定する措置

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条　前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

一　かんぱち養殖施設
二　しまあじ養殖施設
三　まだい養殖施設
四　くろまぐろ養殖施設
五　ほたてがい養殖施設
六　かき類養殖施設
七　えぞいしかげがい養殖施設
八　ほや類養殖施設